

改正

令和元年9月12日条例第5号

渡名喜村動・植物、鉱物の村外持出し規制条例

(目的)

第1条 渡名喜村は、自然の美を保護育成するため次に掲げる動・植物、鉱物の村外持出しを規制して村の自然保持に資することを目的とする。

第2条 前条にいう動・植物とは、ヤシガニ、ネブトクワガタ、その他動・植物、松、ソテツ、サンショウ、キバナノヒメユリ、河原ナデシコ及びその他観賞用の草木類をいい、鉱物とは、庭石、盆石、その他これに類するものをいう。

第3条 村有、民有にかかわらず第2条に該当する植物、鉱物の村外持出しを禁止する。ただし村外持出し希望者は村長が許可した場合は、この限りでない。

2 種子及び挿木により繁殖したものについては前項は除外する。

第4条 この条例に違反した者に対しては、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月12日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。